

京都府内水面漁業振興計画

令和3年3月策定

令和8年3月改定

京 都 府

目次

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | |
| 1 | 計画改定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の期間 | 1 |
| 第2章 | 京都府の内水面漁業の現状と課題 | 2 |
| 第3章 | 基本的方向と推進施策 | |
| 1 | 基本的方向 | 8 |
| 2 | 推進施策 | 9 |
| (1) | 内水面水産資源の回復 | 9 |
| ① | 内水面水産資源の増殖及び養殖に関する取組 | 9 |
| ② | カワウ・外来魚等による被害の防止 | 9 |
| ③ | 魚病のまん延防止対策 | 9 |
| (2) | 内水面における漁場環境の再生 | 10 |
| ① | 良好な水質及び安定した水量の確保 | 10 |
| ② | 森林の整備と保全 | 10 |
| ③ | 内水面水産資源を増やす施設の整備 | 10 |
| ④ | 生態系に配慮した河川整備 | 10 |
| (3) | 内水面漁業協同組合の持続的活動と内水面漁業及び養殖業の健全な発展 | 11 |
| ① | 健全な内水面漁業協同組合経営 | 11 |
| ② | 人材育成と担い手確保 | 11 |
| ③ | ブランド化と消費拡大 | 11 |
| ④ | 多面的機能の強化に資する取組の支援 | 12 |
| ⑤ | 府民の理解と関心の増進 | 12 |
| 第4章 | その他 | |
| 1 | 内水面漁業の振興に関する法律に基づく協議会の設置 | 13 |
| 2 | 推進体制 | 13 |
| 3 | 新型コロナ収束後の内水面漁業 | 13 |

第1章 はじめに

1 計画改定の趣旨

かつて内陸の都であった京都において魚といえば川魚。京都は平安時代からアユに代表される川の水産物を特産としており、内水面漁業と密接な繋がりを有しています。

内水面漁業は、多彩な淡水性魚介類を供給し、豊かな食生活を実現する重要な役割を担うほか、漁場環境の保全・管理を通じ、釣り場や自然体験をはじめとするレクリエーションや憩いの場を広く府民に提供するなど多面的な機能により豊かで潤いのある府民生活の形成に寄与しています。

しかし、漁場環境の悪化やカワウ、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキョットフィッシュ等の食害により、内水面漁業の漁獲量は近年、減少傾向にあります。加えて漁業者の減少や高齢化が進行しており、内水面漁業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。また、内水面養殖業においても、えさ代、電気代、燃料費等の経費の高騰等の問題を抱えています。

このような状況の中、内水面漁業の振興を図るため、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」（平成26年法律第103号）が制定され、「都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、農林水産大臣が定める基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされています。

こうしたことから、京都府では、「京都府総合計画（令和元年策定）」及び「京都府農林水産ビジョン（令和元年策定）」を踏まえ、京都の特性を生かした内水面漁業の振興を図るため、内水面漁業の目指すべき姿を想定し、達成に向けた具体的な取組を示すことを目的に、水産部局と関係の部署が連携して、令和3年3月に京都府内水面漁業振興計画を策定しました。

この度、この間の取組の成果や今後の課題の分析を行い、京都府内水面漁業振興計画を改定するものです。

2 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中、必要がある場合は適宜見直しを行います。

第2章 京都府の内水面漁業の現状と課題

・京都府の河川と漁協について

京都府内の河川は、主要なものとして中部山岳部（丹波高原）を境に南部の淀川水系（木津川、宇治川、桂川等）と北部の由良川水系（由良川、上林川、牧川等）の各一級河川があり、さらに直接日本海に注ぐ二級河川（宇川、大手川、竹野川等）、安曇川を介して琵琶湖に注ぐ久多川、神崎川を介して大阪湾に注ぐ栢原川があります。また、宇治川（滋賀県：琵琶湖）、木津川（三重県：名張川）など京都府外に水源がある河川も存在します。

多くの河川が山間部や郊外の自然豊かな環境を流下している一方、一部区間においては河道が直線化され人工的な河川となっており、また、ダムや堰などの河川横断施設によって、生物の生息・生育・繁殖環境が影響を受けている可能性があります。

京都府内には、下図のとおり 15 の内水面漁業協同組合（以下「内水面漁協」という。）があります。そのほか、京丹後市（旧網野町）の離湖にも漁業権が設定されており、漁業権者は京都府漁業協同組合（海面にも漁業権を有する漁協。（以下「京都府漁協」という。））となっています。



・京都府の河川に生息する魚介類

淀川水系と由良川水系の二大水系については、水系によって生息する生物、漁業資源にそれぞれ特徴があります。

淀川水系に属する河川においては、上流はアマゴ、中流はアユ、中流から下流にはコイ、フナ、オイカワ等が生息しており、漁業資源として利用されています。また、アユモドキやイタセンパラなどの絶滅危惧種や、琵琶湖水系固有種が生息し、生物多様性が高いのが特徴です。

由良川水系に属する河川は、アユの名産地が複数存在するとともに、上流のアマゴ、下流のテナガエビも古くから漁業資源として利用されています。さらに、本流におけるサケのふ化放流の効果もあり、由良川を含む日本海側の河川では、アユに加えサケの遡上も見られることが特徴です。

・京都府の内水面漁業漁獲量

内水面漁業漁獲量（販売を目的として漁獲された量、遊漁による採捕量は含まない。）は、平成20年と比べて約19%となっており、著しく減少しています（図1）。減少の原因は、カワウや外来魚による食害、漁場環境の悪化、漁業者の減少等が考えられます。

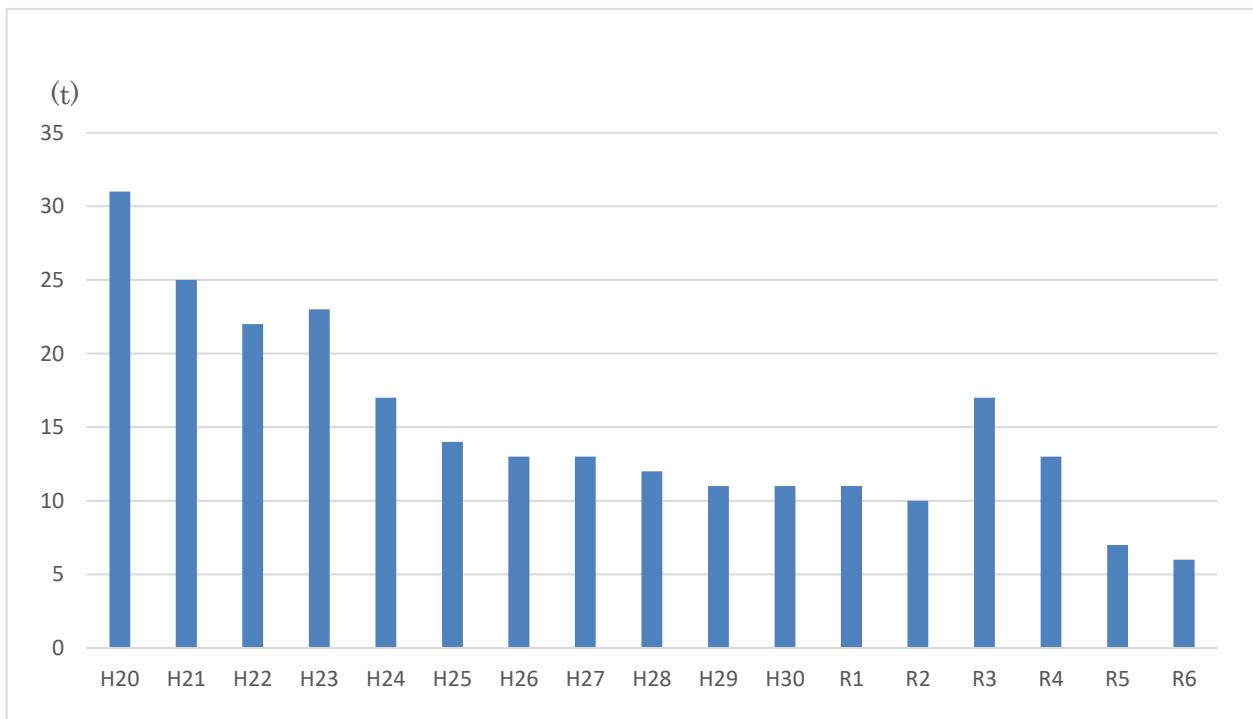


図1 京都府内の内水面漁業漁獲量
(引用：農林水産省「内水面漁業生産統計調査」)

・京都府の漁業権魚種と放流実績

京都府では、下表のとおりアユやウナギなどの漁業権が設定されています。これらの漁業権魚種については、漁協の行う増殖事業の一環として、毎年種苗放流を行っています。

表：京都府内の内水面漁業権魚種一覧

| 水系 | 漁協 | 漁業権魚種 | | | | | | | |
|-----|---------------|-------|----|----|-----|--------------|-----|---------------------|-----------|
| | | アユ | コイ | フナ | ウナギ | オイカワ (はえ) | マス類 | カワヨシ ノボリ (ごり) | テナガ エビ |
| 淀川 | 上桂川 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 大堰川 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| | 保津川 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 京淀川 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 賀茂川 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 宇治川 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 木津川 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 由良川 | 美山 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 和知川 | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| | 上林 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| | 由良川 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| その他 | 久多 | ○ | | | ○ | | ○ | | |
| | 東別院 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| | 上宇川 | ○ | | | | | | | |
| | 野間 | ○ | | | ○ | | ○ | | |
| | 京都府漁協 (離湖) | | ○ | ○ | ○ | | | | |

種苗の放流尾数は、各魚種とも近年漸減傾向にあります（図2）。これは高齢化による漁協組合員数の減少や遊漁料収入の伸び悩みに加え、近年の種苗費の高騰により種苗代を削減せざるを得ない状況が背景にあります。

また、一部の魚種（オイカワ（はえ）、カワヨシノボリ（ごり）等）については、近年種苗が手に入らないなどの理由から、放流に代わる増殖手法として産卵床の造成や発眼卵放流等が行われています。

こうした状況を踏まえ、京都府においては、令和6年度から産卵床の造成や発眼卵放流等の手法による増殖目標量を新たに設定しました。

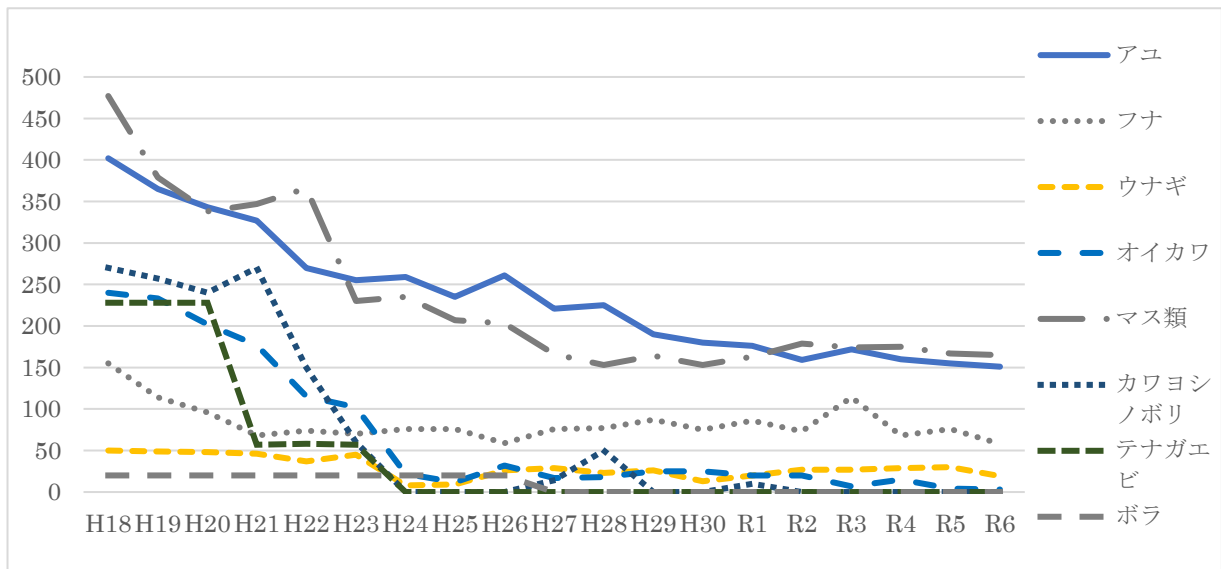


図 2 : 京都府の放流実績 (全漁協の合計)
(引用 : 京都府調べ)

※単位は千尾、アユのみ万尾。ワカサギは卵放流なので含まない。

※コイについては、コイヘルペスウイルス(KHV)病まん延防止のため放流していない。

・京都府の内水面漁業協同組合組合員数及び遊漁者数

府内の内水面漁協の組合員及び遊漁者数は、平成 10 年と比べて約 46%まで減少しています (図 3)。これは、全国の減少率よりも高く、その原因は、地域の高齢化や過疎化、レジャーの多様化、河川に対する意識・関心の低下などが考えられます。組合員や遊漁者の減少は、漁協の収入減につながるため、漁協の経営は悪化しています。

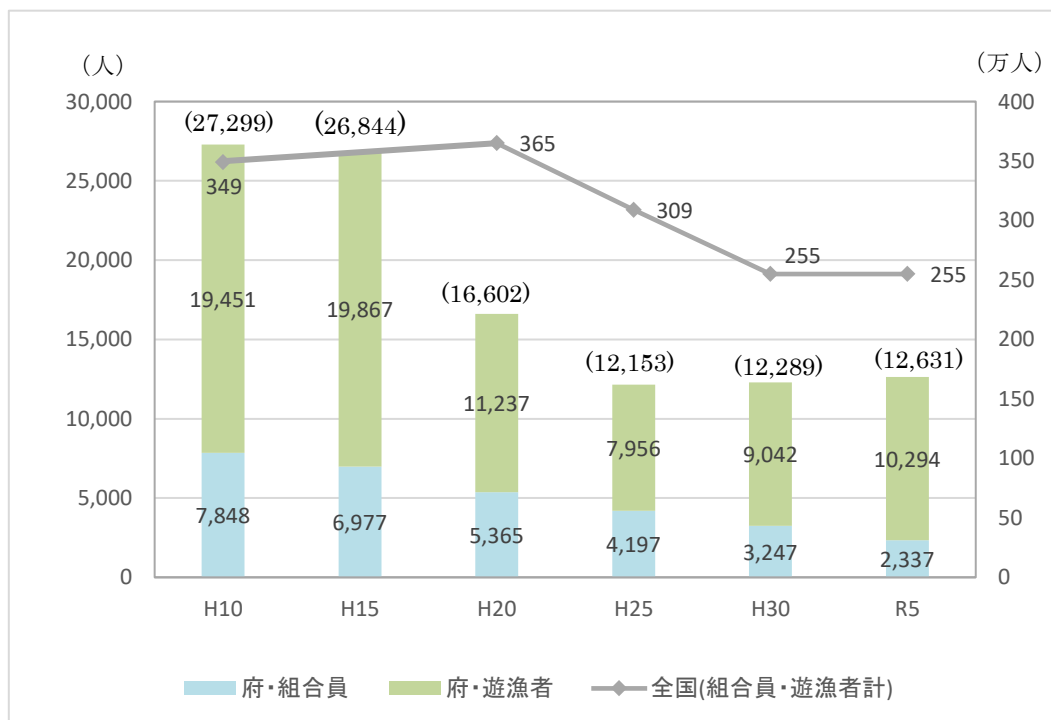


図 3 内水面漁業者の推移 (内水面漁協組合員・遊漁者)
(引用 : 京都府調べ、農林水産省「漁業センサス」)

※H15 の全国数値については不明。

・カワウや外来魚の影響

季節的に大きく変動がありますが、京都府にはおおよそ 200 羽から 1,800 羽程度のカワウが生息しています（図 4）。カワウは魚食性の鳥で、1990 年代から全国的に生息数が急増したことで内水面漁業に甚大な被害を与えています。

各内水面漁協では、貴重な水産資源や漁場を守るためにカワウの防除活動（防鳥テグス張り、かかしやバルーンの設置、花火による威嚇など）や、駆除活動を行っています。京都府内水面漁業協同組合連合会（以下「内水面漁連」という。）による繁殖抑制や、駆除活動も精力的に実施されています。

府内のカワウ対策を効果的に進めるため、京都府では、平成 21 年度に「京都府カワウ対策協議会」を設置し、関係者間でのカワウの生息状況・被害実態の情報共有及びカワウ防除対策の検討を行っています。

また、カワウの特性上、広域的に移動するため、今後は関西広域連合や近隣府県とより一層連携した取組が必要になります。

例えば、カワウに GPS ロガーを装着し、詳細な行動分析を行うことで、より広域で効果的な防除活動に取り組むことや、ドローンを活用した巣へのドライアイスの投入による繁殖抑制の推進等を検討しています。

また、府内河川では、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等の魚食性外来魚の生息も確認されており、カワウ同様食害が懸念されています。各内水面漁協では、魚食性外来魚の駆除活動を行っています。

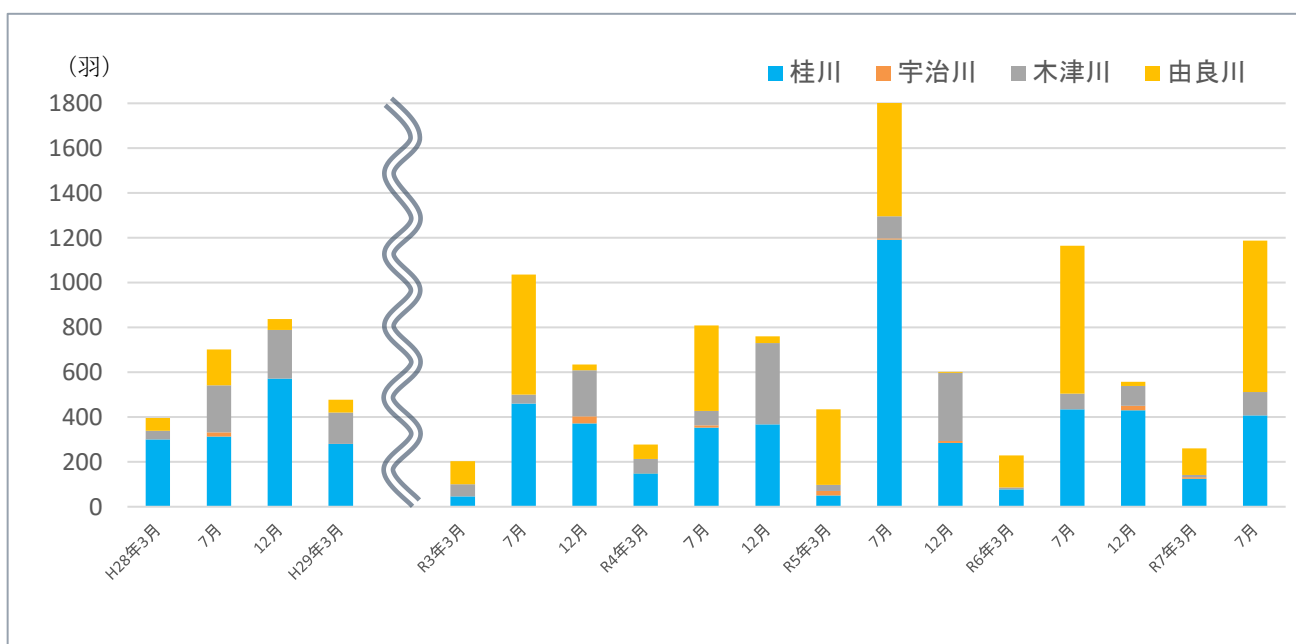


図 4 京都府内のカワウ生息数（ねぐら・コロニー）

（引用：関西広域連合調べ）

・京都府の内水面養殖業

京都府の内水面養殖業は、経営体数が10数件と少ないものの、アマゴ、ニジマス、アユ、コイ、フナ、ホンモロコ、ニシキゴイ、スッポンなど、多岐にわたる魚種が府内各地で養殖されています。近年の生産量は、年による変動があるものの減少傾向となっています。

また、えさ代、電気代、燃料費等の経費の高騰等の問題を抱えており、今後の消費拡大や経営改善などの課題に適切に対応していくことが必要です。

さらに、近年の地球温暖化による川の水温の上昇、ゲリラ豪雨による濁水や少雨による渇水等は漁獲量や養殖にも悪影響が懸念されています。

今後は、そうした課題解決に向けて、陸上養殖という手法の更なる活用が見込まれます。

・京都府の内水面漁業生産物の特徴

京都の川魚は、古くから人々の生活に密接に関わってきました。例えば、上桂川のアユは、平安時代から幕末まで皇室に献上されており、また、美食家でも有名な京都ゆかりの芸術家、北大路魯山人が、和知川のアユ（※）を活かしたまま東京まで運ばせたというエピソードもあります。アユ以外にも、観月の名所としても知られる広沢池（京都市右京区）では毎年コイを養殖しており、「鯉揚げ」は明治時代から続く京都の冬の風物詩です。

現代においても、山間地域及び京都市内において京都の川魚は観光資源となっており、料亭や飲食店では欠かせない食材として重宝されています。アユの塩焼きやコイの洗いのほかに、お茶漬の王者の異名を持つ「ごり（カワヨシノボリ）の茶漬」、はえ（オイカワ）の稚魚の佃煮「鷺知らず」、宇治川でとれるウナギを使った姿寿司「宇治丸」などの料理、お土産が有名です。府内の一部の漁協及び生産組合では、アユの一夜干し、粕漬、甘露煮、うるかななどの川魚の加工品を生産販売しており、地元のお中元やお土産として人気です。さらに、食材ではない観光資源としての内水面漁業もあります。伝統的な漁法である鵜飼は、京都市、宇治市においてもその文化が継承されており、今でも夏の風物詩として人々の目を楽しませています。

※保津川のアユとされる説もあります。

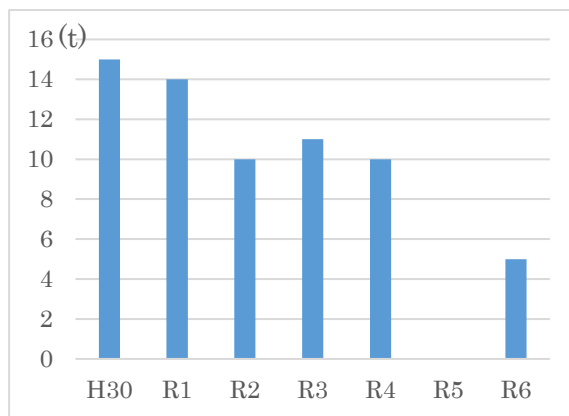


図5 内水面養殖業生産量
(引用：農林水産省「内水面漁業生産統計調査」)
※R5の数値については不明。

第3章 基本的方向と推進施策

1 基本的方向

京都府の内水面漁業は、古くから人々の生活に恵みをもたらしてきました。しかし、前述のとおり様々な問題を抱えており、今後、これまでのような恩恵を受け続けることが困難な状況に陥っています。

少子高齢化により、今後も厳しさを増すことが見込まれる内水面漁協の健全な経営を支援するためには、前計画の中で取り組み始めた「内水面漁観連携推進事業」や「みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業」等の経営支援策をより一層充実させることが重要です。また、短期的な支援に留まらず、将来的に漁協が自走していけるよう取組を行う必要があります。

また、京都府では、「川の京都」をコンセプトに掲げており、次世代への川の文化の継承を重要な課題と捉えています。

そうした中で、これまでから取り組んできた高校や大学との連携をより強化し、将来の担い手となる若い方が内水面環境と触れ合う場を設けるなど、多くの方が内水面漁業に関わる場づくりを進め、これまで内水面漁業と関わりのなかった人たちの関与を増やす取組を推進します。

今後の持続可能な内水面漁業を見据え、本計画では、次の3つを施策展開の柱として、各種施策を推進します。

(1) 内水面水産資源の回復

現在行っている、資源の増殖に資する活動の支援を更に推進し、多くの魚が生息する魅力的な漁場を作ります。また、水産資源にとって脅威となるカワウ・外来魚等に対する適切な対策を講じます。

(2) 内水面における漁場環境の再生

流域のあらゆる関係者と協力の上、良質な水質及び安定した水量の確保と生態系に配慮した川づくりを行うことにより漁場環境の再生を目指します。

(3) 内水面漁業協同組合の持続的活動と内水面漁業及び養殖業の健全な発展

健全な内水面漁協の経営を育成し、併せて人材育成と確保に向けた活動を推進します。加えて、水産多面的機能の強化に資する取組の支援及び府民の内水面漁業に関する理解・関心の増進を行います。

2 推進施策

(1) 内水面水産資源の回復

① 内水面水産資源の増殖に関する取組

【種苗放流による資源増殖】

- ・内水面漁協の最大の責務である魚の増殖事業に対する支援の重要性を考慮して河川種苗放流事業への支援を引き続き行います。
- ・生残率の高い放流方法について漁業関係者に助言・指導を行い、種苗放流の費用対効果を高めます。

【天然資源の増殖】

- ・産卵床造成、くみ上げ放流、保護礁の設置等の天然資源の増殖に資する活動及びキャッチアンドリリース区間の設定、禁漁区等の設定等の資源管理を目的とした活動を推進します。
- ・天然アユの遡上量の回復のための研究・調査等の実施について、京都府農林水産技術センター海洋センターを含む関係機関と協力して進めます。

② カワウ・外来魚等による被害の防止

【カワウ食害被害対策】

- ・「京都府カワウ被害対策指針（令和4年3月改定）」及び関西広域連合の「関西地域カワウ広域管理計画（第4次）（令和5年3月（令和6年4月一部変更）」に基づき、基準年（平成28年）の府内カワウ個体数を913羽とし、令和10年までに半数の456羽に減少させることを目標とします。
- ・引き続き内水面漁協の行う被害防除、猟銃等による駆除等の活動の支援を行うとともに、中部近畿カワウ広域協議会への参画、京都府カワウ対策協議会の開催及び先進地域からの情報収集等を通じ、関係者間の情報共有及び効果的な被害防止対策の検討、実施を行います。

【外来魚対策】

- ・オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等の肉食性の繁殖力が高い外来魚の駆除活動を支援するとともに、外来魚が密放流されないよう、関係機関と連携し、府民に広く啓発を行います。また、外来魚による在来種への影響等に迅速に対応できるよう、各漁協と行政機関の情報共有を推進します。
- ・単なる駆除活動に留まらず、捕獲した外来種を食材としても利活用し、飲食、観光等他の業種と連携しながら漁協経営を活性化する方策を検討します。

③ 魚病のまん延防止対策

- ・内水面漁業に甚大な被害を及ぼす魚病について適切な対応を行い、被害の軽減に努めます。併せて、養殖業における魚病対策等について助言・指導を行い、魚病を未然に防ぎます。
- ・アユ冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症については、例年「京都府アユ冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症対策取組方針」を設定してお

り、引き続き設定した方針に基づき放流種苗の保菌検査を実施し、被害の予防に努めます。

- ・京都府内水面漁場管理委員会指示により、コイの移植を制限することで、引き続きコイヘルペスウイルス（KHV）病のまん延を防ぎます。

(2) 内水面における漁場環境の再生

① 良好な水質及び安定した水量の確保

【良質な水質の確保】

- ・魚が棲みやすい漁場を構築するため、生活排水や工場排水を起因とする水質汚濁の防止について、関係機関と連携して促進します。
- ・河川への濁水流入や土砂流出による被害軽減のため、関係機関や流域住民への要望・調整を図ります。

【安定した水量の確保】

- ・雨水貯留浸透施設の設置等を進め、安定した水量の確保に努めます。
- ・既存の水資源施設の一層の効率的な活用を図ります。

② 森林の整備と保全

- ・森林の有する水源の涵養機能の発揮の観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な森林の保育、間伐等を推進します。
- ・治山施設の整備や保安林の適切な管理等を行い、森林の保全を推進します。
- ・林業作業道の崩落による濁水、倒木や間伐材の放置による漁業被害については関係者に対し内水面漁業への配慮を求めます。

③ 内水面水産資源を増やす施設の整備

- ・堰等の河川横断施設により魚類の移動が制限され、生息・生育・増殖が妨げられる恐れがあると判断される場合は、落差の改善や魚道の設置等について施設管理者等に対して働きかけるとともに、連携・協働により改善する等適切な維持管理に向けた取組を推進します。
- ・アユ、オイカワ（はえ）の産卵床の設置やコイ、フナの産卵植生の造成、テナガエビの保護礁の設置等、魚の増殖に関する取組について支援します。
- ・漁業関係者が実施する、石倉（ネットや籠の中に石を詰めたもの）や粗朶沈床（雑木の枝を格子状に組み、大きなマット状にして沈めたもの）など、魚の住处となる構造物の設置などの取組については、関係機関の協力を得て推進し、魚の棲みやすい漁場づくり、魅力ある川づくりに努めます。

④ 生態系に配慮した河川整備

- ・河川管理者が定める河川整備基本方針や河川整備計画、国の多自然川づくり基本指針に基づき、河川本来の多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮した河川整備を関係機関と連携して推進します。
- ・漁業関係者には府民の安心・安全を確保するための河川整備や維持管理、災害復旧等への理解を、河川管理者には漁場環境の保全に対する理解をそれぞれ求めていきます。

(3) 内水面漁業協同組合の持続的活動と内水面漁業及び養殖業の健全な発展

① 健全な内水面漁業協同組合経営

【内水面漁業協同組合の経営改善】

- ・ 漁協経営の健全性を向上させるため、漁協への中小企業診断士の派遣を通じた経営支援等を引き続き行います。
- ・ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に基づいた適切な検査及び経営改善に向けた助言・支援を実施します。

【遊漁振興による内水面漁業協同組合の収入向上】

- ・ 初心者でも気軽に始められる鮎ルアー釣りの体験会の開催等により更なる普及・推進を図り、遊漁人口の増加に取り組みます。
- ・ 放流用種苗については、遊漁者を集客できるよう、背掛かり DNA 鮎等全国的な優良事例に取り組めるよう指導します。
- ・ 内水面漁観連携推進事業を更に活用し、飲食業・観光業等との連携による誘客等の遊漁振興に関する新たな取組について支援します。

【スマート内水面漁業の推進】

- ・ 業務の効率化を図るため、遊漁券販売や経理等の業務について府内漁協の ICT 化を推進します。
- ・ 水質自動観測システムや漁場・遊漁者管理システム等の導入を支援し、スマート内水面漁業を実現します。

【内水面養殖業の振興】

- ・ 養殖業者に対して技術的な助言・指導を行い、安全安心な養殖魚の生産、安定的な養殖生産を推進します。
- ・ 陸上養殖について、費用対効果を検証し今後の更なる活用を検討します。

② 人材育成と担い手確保

【内水面漁業を支える人材の育成】

- ・ 漁協役職員の事務・経営・人材育成等のスキル向上のための研修会等を内水面漁連と協力して開催します。
- ・ 地元漁協と外部人材との架け橋となるような、地域のリーダーとなる人材の育成を支援します。

【新たな担い手の確保】

- ・ 川釣りの講習会の開催や、川の魅力に関する出張授業、滞在型・体験型のイベントの開催、高校や大学との連携等、潜在的な担い手の発掘につながる取組を支援します。
- ・ 移住者や多様な地域人材と連携し、地域資源を活用した魅力ある内水面漁業の振興を通じて組合員の確保を図ります。

③ ブランド化と消費拡大

【付加価値の向上】

- ・ 6 次産業化等の、生産物の付加価値を向上させる取組について支援します。
- ・ 加工業者、観光業者、料亭やホテル等と漁協をつなぎ、漁業体験と食体験の共

演等の京都ならではの特性を生かした取組により、日本人のみならず訪日外国人に対しても、川の恵みに関する新たな価値の創出を促進します。

【ブランド化の促進】

- ・アユ等の内水面漁業魚種での新たなブランドの創出を目指します。
- ・京都丹波あゆの魅力発信フェアや京都・丹波 あゆ街道祭りといった、京都府産の内水面漁業生産物について、生産者や地域の事業者と連携し府内外へのPR活動、販売促進活動等を支援します。

【実態把握と消費拡大】

- ・家庭料理としての川魚の消費や販売について実態調査を行い、今後の施策を検討します。
- ・川魚屋や川魚を扱う小売店と連携し、川魚の食卓への普及を推進します。

④ 多面的機能の強化に資する取組の支援

- ・河川が持つ多面的機能を強化し、河川の恵みを永続的に享受するために、活動組織や市町村と協力し、河川の清掃活動等生態系の維持・保全活動、教育と啓発の場の提供及び食文化・伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援します。
- ・このような取組を契機に、内水面漁業を核に農林業や観光業等と連携した地域振興につながるよう、情報発信や連携構築の支援に努めます。

⑤ 府民の理解と関心の増進

【川に親しむ機会づくり】

- ・「川の京都」をコンセプトに、次世代への川の文化を継承します。
- ・ホームページやSNSを用いて、内水面漁業、川釣りや川魚の魅力、内水面漁協の仕事等について、情報発信を行う活動を推進するとともに、水辺の美化活動など、川に親しむ機会づくりとなるイベントについて支援・協力します。

【子どもたちへの教育啓発】

- ・魚のつかみ取り体験、種苗放流体験、子ども釣り教室の開催など、漁協の行う子ども向け教育啓発活動を推進し、漁業者及び遊漁者の裾野を広げます。
- ・他の分野とも連携し、子どもたちに自然の大切さを伝えるための機会を多く提供できるよう努めます。

【環境保全等に関する周知】

- ・漁場の持続的な利用のため、ゴミの投棄や外来魚の密放流の禁止、遊漁のマナー・ルールの厳守などについて、府民に向けて周知を行います。
- ・漁協と住民や観光客等が相互に理解、協力し共存できる社会を目指します。

第4章 その他

1 内水面漁業の振興に関する法律に基づく協議会の設置

河川管理者や学識経験者などで構成される協議会を設置して、内水面漁業の振興に必要な措置について協議を行い、問題の解決を図ります。

2 推進体制

漁業関係者との連携はもちろんのこと、関係部署、市町村や河川管理者等との連携を強化し、毎年協議会を開催し振興施策を効果的に推進します。

また、画一的な施策推進とならないよう、それぞれの地域の内水面漁業が抱えている個別の問題を的確に把握し、状況に応じた取組が実施されるよう関係者に働きかけます。

3 新型コロナ収束後の内水面漁業

都市部に人口が集中している状況の中、新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の変化により、地方への移住や川釣りのように川のオープンな空間で他人との距離をとりながら楽しむことができるレクリエーションが脚光を浴びるようになりました。このように人々の行動様式が変化した社会においても、川の魅力を発信することで、内水面漁業のさらなる発展につなげます。